

郷に入つては郷に従いますか？



宍戸 栄徳

香川大学名誉教授
(NPO 遍路とおもてなしのネットワーク
事務局長)

Harunori
Shishido

1 ときどき外国人から私の活動しているNPO法人遍路とおもてなしのネットワークに「歩き遍路をしたい」と連絡があり、時間が許せば彼らの歩き遍路のサポートをしています。具体的には鳴門市の1番霊場靈山寺から6番安楽寺まで一緒に歩き、霊場寺院での作法や遍路道の見つけ方、宿泊予約の仕方などを教えます。

約1か月後に香川県まで戻ってきたときに再び半日ほど一緒に歩く様にしています。彼らに日本や四国、遍路の印象を聞くためです。「遍路には精神的なものを感じる」、「景色が綺麗、治安が良い、親切、清潔」などの言葉が返ってきます。日本人としてこれらの言葉を聞くと誇らしく感じます。日本にいると当たり前のように思っていることが外国人には新鮮に感じられるようです。

2 「治安が良い」を実感したのは次のような時でした。外国人遍路を案内して鳴門市の1番霊場靈山寺から歩いていたとき、途中の霊場をお参りした休憩中に私が同行していた外国人遍路がトイレにいきました。そのとき担いでいるザックを見ていてくれないかと頼まれました。外国では荷物を置いたままトイレに行けば盗難のリスクが非常に高いので彼にしてみれば当たり前の事をしただけです。

彼と香川県で再会したときに一緒に訪れた霊場寺院で彼はザックを境内のベンチに置いてさっさとお参りに出かけました。私にザックの見張りは頼みませんでした。彼は歩き遍路中に日本、とりわけ四国の治安の良さに慣れてしまい、日本人のようにザックを置き放しにすることに危険を感じなくなっていました。

3 逆の場合には問題が発生します。日本人が海外に行くと、日本での考え方や習慣をそのままに行動していると犯罪の被害者になってしまいます。空港やホテルでスーツケースを置いたまま注意をそらしたわずかの間に盗難に遭う事例が後を絶ちません。一人で旅行しているときは一人であることから起こる犯罪に遭遇するリスクが高まりますが、それだけ自分を守る

ために注意深く行動するようになります。

しかし、グループで行動しているときは油断しがちです。荷物をまとめて置いてみんなが「誰かが見ててくれるだろう」と考え、実は誰も監視していないことが起ることがあります。犯罪者はそのような隙を見逃してくれません。

このような犯罪は意外なところでも発生します。日本人がよく利用する中級以上のホテルが危険なのです。海外のホテルでの犯罪というとたちの悪い従業員が客室の中で盗みを働くというイメージがありますが、中級以上のホテルではそれほど心配することはないと私は思います。

犯罪はロビーで起こります。ホテルのロビーは宿泊客でない人も立ち入ってきます。宿泊客はチェックイン・チェックアウトの時に荷物を持ってロビーに滞在することになります。グループ旅行の日本人は荷物をまとめて置いてその傍で四方山話をしています。その空間は完全に「日本」です。街中を歩いているときのような緊張感を持たずに日本にいるときと同じ感覚で防犯の意識が希薄になっています。犯罪者はこの隙を逃しません、というよりこの隙を狙ってホテルに入って来るのです。気がつくと誰かの荷物が、大概は貴重品の入っている荷物が無くなっています。着替えの詰まった様な荷物は「幸いに」残されています。被害者は立派なホテルなので安全だらうと勝手に信じていたのです。

4 どうしてホテルの従業員はお客様の荷物をしっかりと見守ってくれていないのだろうと思われるかもしれません、彼らからすれば、自分の荷物を任せにしているという日本人客の考え方方が理解できないと思います。自分の身は自分で守る「自己責任」が当たり前なのです。そのことは歩き遍路をする外国人の遍路を始めたばかりの行動から知ることが出来ます。

海外からのお遍路さんは日本で日本人と同じように行動するようになってしまいます。日本人も少なくとも外国へ行ったときには自己責任で行動することを身につけないといけないのではないか。郷に入りては郷に従いましょう。

働き方改革関連法の概要

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(「働き方改革関連法」)が国会で成立し、2019年4月1日から順次施行される予定となっており、働き方は大きな転換期を迎えています。働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保等のための措置を講じるもので、本特集では、働き方改革関連法の成立に伴い、関連する法律がどのように改正されるかご紹介します。

I.労働時間法制の見直し (労働基準法、労働安全衛生法、労働時間等設定改善法等の改正)

① 残業時間の上限を規制します

(現在)

法律上は、残業時間の上限がありませんでした
(行政指導のみ)。

労働基準法の改正:施行期日 2019年4月1日
※中小企業における適用は 2020年4月1日

(改正後)

法律で残業時間の上限を定め、これを超える残業はできなくなります。

② 「勤務間インターバル」制度の導入を促します

労働時間等設定改善法の改正:施行期日 2019年4月1日

「勤務間インターバル」制度とは?

1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息時間(インターバル)を確保する仕組みです。

この仕組みを企業の努力義務として、働く方々の十分な生活時間や睡眠時間を確保します。

③ 年5日の年次有給休暇の取得を、企業に義務づけます

労働基準法の改正:施行期日 2019年4月1日

(現在)

労働者が自ら申し出なければ、年休を取得できません。

(改正後)

使用者が労働者の希望を聴き、希望を踏まえて時季を指定。年5日は取得していただきます。

④ 月60時間を超える残業は、割増賃金率を引上げます

労働基準法の改正:施行期日 2023年4月1日

(現在)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は50% 中小企業は25%

(改正後)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%※中小企業の割増賃金率を引上げ

⑤ 労働時間の状況を客観的に把握するよう、企業に義務づけます

労働安全衛生法の改正:施行期日 2019年4月1日

(現在)

●割増賃金を適正に支払うため、労働時間を客観的に把握することを通達で規定
→ 裁量労働制が適用される人、管理監督者などは、この通達の対象外でした。

(改正後)

健康管理の観点から、裁量労働制が適用される人や管理監督者も含め、すべての人の労働時間の状況が客観的な方法その他適切な方法で把握されるよう法律で義務づけます。

労働時間の状況を客観的に把握することで、長時間働いた労働者に対する、医師による面接指導を確実に実施します。

⑥ 「フレックスタイム制」を拡充します

労働基準法の改正:施行期日 2019年4月1日

(現在)

労働時間の清算期間※:1か月

(改正後)

労働時間の清算期間:3か月

※ 労働時間の調整が可能な期間

⑦「高度プロフェッショナル制度」を新設します

労働基準法の改正:施行期日 2019年4月1日

(制度の目的)

自立的で創造的な働き方を希望する方々が、高い収入を確保しながら、メリハリのある働き方をできるよう、本人の希望に応じた自由な働き方の選択肢を用意します。

(1)制度導入の際には、法律に定める企業内手続が必要

(2)現行の労働時間規制から新たな規制の枠組みへ

(3)対象は高度専門職のみ

具体例:金融商品の開発業務、金融商品のディーリング業務、アナリストの業務、コンサルタントの業務、研究開発業務など

(4)対象は希望する方のみ

(5)対象は高所得者のみ

具体額は「1075万円」を想定

⑧「産業医・産業保健機能」を強化します

(1)産業医の活動環境の整備、労働者に対する健康相談の体制整備

労働安全衛生法の改正:施行期日 2019年4月1日

(改正後)

①事業者は、長時間労働者の状況や労働者の業務の状況など産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要な情報を産業医へ提供しなければならないこととします。

②事業者は、産業医から受けた勧告の内容を事業場の労使や産業医で構成する衛生委員会に報告することとしなければならないこととし、衛生委員会での実効性のある健康確保対策の検討に役立てます。

③事業者は、産業医等が労働者からの健康相談に応じるための体制整備に努めなければならないこととします。

(2)労働者の健康情報の適正な取扱いルールの推進

労働安全衛生法、じん肺法の改正:施行期日 2019年4月1日

(新設)

事業者による労働者の健康情報の収集、保管、使用及び適正な監理について、指針を定め、労働者が安心して事業場における健康相談や健康診断を受けられるようにします。

II.雇用形態に関わらない公正な待遇の確保(パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法の改正)

正規雇用労働者(無期雇用フルタイム労働者)と非正規雇用労働者(パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)との不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても、待遇に納得して働き続けられるようにすることで、多様で柔軟な働き方を「選択できる」ようにします。

パートタイム労働法、労働契約法の改正:施行期日 2020年4月1日

※中小企業における適用は 2021年4月1日

労働者派遣法の改正:施行期日 2020年4月1日

改正の概要

(1)同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに、不合理な待遇差※を設けることが禁止されます。ガイドラインを策定し、どのような待遇差が不合理に当たるかを明確に示します。

※ 今後、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差は不合理なものでないのかを示した「同一労働同一賃金ガイドライン」が示される予定です。

(2)非正規雇用労働者は、「正社員との待遇差の内容や理由」など、自身の待遇について説明を求めることがあります。

事業主は、非正規雇用労働者から求めがあった場合は、説明をしなければなりません。

(3)都道府県労働局において、無料・非公開の裁判外紛争解決手続き(行政ADR)を行います。

「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由」に関する説明についても、行政ADRの対象となります。

(4)労働契約法の「期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止」規定が削除されます。

■具体的な労務管理の手法に関するお問い合わせ

香川県働き方改革推進支援センター 高松市番町2丁目2番2号 高松商工会議所会館5階 香川県経営者協会内

(TEL)0800-888-4691【着信者払い】

受付時間／午前9時～午後5時(土・日・祝日・12月29日～1月3日を除く)

中央会だより 1

国東会長、「明日の地域づくりを考える四国会議」に出席

10月17日、ホテルニューオータニ東京(東京都千代田区)において「明日の地域づくりを考える四国会議」が開催され、自民党四国選出国会議員の方々と四国における経済4団体(中央会、商工会議所連合会、商工会連合会、四国経済連合会)の各県、各団体の代表が出席しました。本会からは国東照正会長が中小企業の資金調達の円滑化(政策金融および信用保証制度の一層の拡充)と人材確保・定着対策について支援を要請し、国会議員の方々と意見交換を行いました。

会議では新時代を見据えた真の四国創生の実現に向けて4団体による以下の提言が決議されました。

【提 言】

新時代を見据えた真の四国創生の実現に向けて

- 1.平成30年7月豪雨災害への対応、企業の防災・減災対策の推進
- 2.四国の持続的発展の基盤となる交通インフラの整備
- 3.四国の経済・産業活動の活性化
- 4.労働力不足の緩和、人口減少問題への対応
- 5.消費税増税の確実な実施、激変緩和に向けた措置
- 6.地方の声の反映と東京一極集中のは是正



▲要請事項について説明する国東会長

中央会だより 2

外国人技能実習制度適正化事業 適正化講習会を開催



▲講習会風景

10月17日、ホテルパールガーデン(高松市)において、外国人技能実習生受入事業の適正な運営を図ることを目的に講習会を開催し、組合関係者ら約80名が出席しました。

外国人技能実習機構高松事務所認定課長・藤井敬子氏より「技能実習計画認定申請手続きについて」をテーマに新しい技能実習制度が昨年11月に施行され、運営していく上で、簡素化された提出書類等についての説明がありました。

続いて、同事務所指導課長・北原智子氏、指導課・松井孝司氏より「監理団体及び実習実施者への実地検査について」をテーマに備え付けておくべき帳簿等の必要書類について具体的な説明があり、出席者は熱心に耳を傾けていました。

FROM青年部

四国ブロック交流会(於 愛媛県)へ出席

10月16日、ネストホテル松山(愛媛県)において平成30年度四国ブロック交流会が開催され、本会からは十河会長、事務局の2名が出席しました。

はじめに、各県中央会青年部の事業等への取り組み状況についての情報交換が行われ、その後、株式会社四国総合研究所顧問・白方博教氏を講師にお迎えし、「ICT・IoTの利活用

について」をテーマに中小企業における身の丈にあったIoTの実現に向けての講演がありました。

続いて四国ブロック青年中央会OB会と合同で交流懇親会が行われ、終始和やかな雰囲気のもと県、世代を超えた交流をすることができました。



▲会議風景



▲懇親会で乾杯発声を行う十河会長

会員ニュース

「満タン＆灯油プラス1缶運動」を実施中

香川県石油商業組合

香川県石油商業組合は、大規模災害発生直後、店頭混雑によってガソリン等燃料が入手困難となつた状況を回避するために、日頃から車の燃料を満タンにしておくことなどを推奨する「満タン＆灯油プラス1缶運動」(主催:全国石油商業組合連合会、都道府県石油組合)を昨年に引き続き今年9月から実施しています。

また、この運動に合わせ全国のガソリンスタンドに順次自家発電機が導入されており、災害対応店舗を全国的に整備していく予定です。

国東宣之理事長は「石油製品は災害発生時に重要な役目を果たす最後の砦であり、サービスステーションはその最前線に位置づけられています。この運動が災害発生時の安心につながるよう理解を広めていきたいです」と話されました。



▲国東理事長

「満タン＆灯油プラス1缶運動」は…

▶ドライバーやご家庭の災害対応力を格段に強化する活動です。

ガソリン10Lで、車は100Km以上の移動手段となります。約10時間のアイドリング状態を保ち、停電時にも、空調の確保や情報の入手が容易になるほか、電源を確保する手段になります。

灯油1缶(18L)で、暖かな空間を85時間確保できます。お湯なら3,700L、熱湯なら550L沸かすことができます。石油ストーブを通じて、灯りも提供できます。

「満タン＆灯油プラス1缶運動」は、ドライバーやご家庭の「安心・安全」につながる運動です。

▶迅速な復旧支援活動に寄与する活動です。

サービスステーション(SS)の災害対応力は格段に強化されました。それでも大規模地震発生時に、石油をお求めになるお客様が一気にSSに集中する「パニック・バイ」による負の連鎖が発生する懸念があります。一方で、SSの燃料油在庫には限りがあります。

大規模停電が加わると、SS直面道路が大渋滞する懸念があります。道路網が至る所で渋り、復旧支援活動の妨げとなる懸念があります。

「満タン＆灯油プラス1缶運動」は、迅速・スムーズな災害復旧活動に寄与する活動です。

▶「国土強靭化アクションプラン2018」と完全に合致した活動です。

国の施策である「国土強靭化アクションプラン2018」、「未来投資戦略2018」及び「第5次エネルギー基本計画」にも同運動の趣旨が盛り込まれています。

「満タン＆灯油プラス1缶運動」は、国の施策と完全に合致し、これを推進する活動です。

国家公務員倫理審査会からのお知らせ

12月1日～7日は「国家公務員倫理週間」です！

国家公務員倫理審査会では、12月1日から7日までを「国家公務員倫理週間」とし、様々な啓発活動を行っています。企業の皆様と国家公務員が接する際、国家公務員には一定のルールがあります。

企業と「利害関係」(契約関係、許認可の申請、立入検査を受ける等)のある国家公務員に対し、例えば以下の行為をすると、相手方の国家公務員が倫理法違反に問われます。

- 金銭、物品等の贈与をすること
- 車による送迎など無償のサービスを提供すること
- 供應接待をすること（「割り勘」による飲食は可能）

これらの行為のほかにも禁止される行為があります。

詳細は、国家公務員倫理審査会ウェブサイトをご参照下さい。

<http://www.jinji.go.jp/rinri/>

また、「利害関係」がない場合でも、社会通念上相当と認められる程度を超えて、供應接待や財産上の利益の供与を与えると、それを受けた国家公務員が倫理法違反に問われます。

具体的な行為の可否について疑義がある場合は、相手方の国の機関又は倫理審査会にお問い合わせください。

なお、国家公務員の倫理に反すると疑われる行為に気付かれた際には、「公務員倫理ホットライン」へご連絡ください。

◆公務員倫理ホットライン◆

【電話】03-3581-5344 (土・日・祝日及び12/29～1/3を除く、9:30～18:15)

<http://www.jinji.go.jp/rinri/tuuho/tuuho.htm>

*通報者の氏名等は窓口限りにとどめられるなど、通報により不利益な取扱いを受けないよう万全を期しています。

《担当》

国家公務員倫理審査会事務局

〒100-8913

東京都千代田区霞が関1-2-3

電話(代表):03-3581-5311

大型台風及び北海道胆振東部地震の影響で 景況感が悪化

2018年9月

製造業	食料品	<ul style="list-style-type: none"> ●人手不足である。(惣菜) ●外国産小麦の政府売渡価格改定が10月1日から行われ、平均で2.2%の値上げとなります。主にパン用のハード系小麦が1トン当たりプラス0.5%の55,740円となり、主に麺用のソフト系が1トン当たりプラス6.1%の55,150円となります。これに伴い順次小麦粉価格の値上げが製粉各社から発表されます。(製粉製麺) ●出荷高は、前年同月比103%であった。(調理食品) ●日本冷凍食品協会まとめの7月の冷凍食品の生産数量は、前年対比95.0%であり、昨年実績を大きく下回った。また、1月～7月までの累計は、前年対比99.0%となつた。酷暑や西日本豪雨など生産数量に影響を及ぼすものも大きいと思われる。8～9月の度重なる台風の影響による生産数量の動向に注目したい。(冷凍食品) ●本年9月末現在までの組合員の業況は、売上増加が難しい状況にあるものと推測される。当組合の業況は、上半期を終了したが、売上は依然として回復せず、減少傾向が続いている。従って、厳しい中間決算になると予想される。本年度も下半期の売上高回復の程度が大きなポイントとなる。醤油業界は、全国的に厳しい状況下にある。(醤油)
	繊維・同製品	<ul style="list-style-type: none"> ●秋冬用手袋は、昨年の大寒波の影響で店頭での販売は廉価価格を中心に流通在庫は減ったものの今季の受注には反映せず、小ロット化、多品目化がますます進んでいる。消費者の財布の紐は、ますます厳しい状況である。また、従来の購買層の中心であった中所得者層の購買意欲減退と海外からの廉価品の大量流入が大きな原因を占めている。(手袋)
	木材・木製品	<ul style="list-style-type: none"> ●製材工場は、県産木材の原木の高騰の影響を受けている。プレカット工場は、住宅着工数の減少により、木材需要が減少している。木材市場は、相変わらず地場工務店の物件が減少しているため、荷動きが悪い。(製材) ●台風による天候不順の影響で木材需要が減少した。(木材)
	印刷	<ul style="list-style-type: none"> ●印刷業界においては、紙・インクの消費量が年々減少傾向にあるが、印刷会社も同様に減少し、既存の事業所の努力により、現状維持か微増減を確保しているのが現状であり、将来の展望が予測できないという意見が多い。(印刷)
	窯業・土石製品	<ul style="list-style-type: none"> ●価格的には改善傾向で進んでいる。県下各協組の共販を安定的に継続している。(生コンクリート) ●9月15日に終了した「むれ源平石あかりロード」は度々の台風や、例年より多かった雨天の影響で、来場者数が減少した。そんな中、インバウンドの増加で、外国人来場者が増加傾向である。(石材加工)
	鉄鋼・金属製品	<ul style="list-style-type: none"> ●発注元の企業の政策(増産、在庫調整による減産等)により上半期最終月から下半期初頭にかけて不透明な部分がある。加えて原材料、運賃の値上げが、収益状況を圧迫していく要因となる懸念がある。(鍍金) ●前月に引き続き、稼働率は高水準を推移し手持ち工事量は良好なところが多い。しかし、人手不足・契約遅れ・鋼材の値上がり・高力ボルトの入手困難などの課題が多く今後、厳しい状況も想定される。(建設用金属)
	輸送用機器	<ul style="list-style-type: none"> ●9月は前月と同様で特に変化はありません。災害が各地で発生しているので、安全に力を入れて取り組んでいます。(造船)
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ●特に動きは見られない。なお、来期は、ポリ骨うちわの原材料が値上げになるとメーカーより連絡があった。(団扇) ●先月に続き9月も台風等の影響で売上は減少している。(漆器) ●9月の業況は、前月と同じで週末に台風が来て悪化しました。しかし、月末に向けて少し売上が増加してきました。朝晩寒くなつた影響だと思います。(綿寝具)
非製造業	小売業	<ul style="list-style-type: none"> ●台風の影響で価格が左右され、秋雨前線による日照不足がたたっている。(青果物) ●ガソリン小売価格に転嫁できずに、1リットル4円が小売店の負担となっている。今後も原価の値上がりが見込まれ、引き続き、厳しい経営が続く。10月16日に災害対応訓練を組合員の事業所で行う。(石油) ●今年は、まさに災害列島と化した日本であった。酷暑の中での豪雨や思いがけない北海道地震での停電、節電騒ぎ等々の中、普段は気にならなかったことを、改めて突き詰められた。これは被災者に限らず、多くの消費者にとっても気になる一連の動きであつた。被災者はともかく一般消費者にとっても節電(省エネ)や、長期使用家電製品等の不意のトラブルなどへの意識も高まつた。酷暑に悩まされた多くのお客様が、エアコンのトラブルで熱中症や死亡事故にまでつながることを見聞きし、実感させられたのではなかつたか。地域店は、安全点検などを切り口に仲間同士、あるいはメーカーの協力などを得ながら、顧客への意識付けを実践していきたい。(電機)
	商店街	<ul style="list-style-type: none"> ●売上の大きい週末に2度台風の接近があり、全体の数字を押し下げた。月末にかけて株高となり、富裕層の堅調な消費と合わせ、本来なら前月に引き続き好調が維持できただけに残念である。しかしながら、気温も下がり季節らしさも出てきており、売上を伸ばした店舗もある。天候が大きく崩れなければ、このところ好調なアパレルを中心に10月は期待が持てる。日本人客が減少の中、インバウンド客は今後もしばらくは増え続けると思われ、購買指向も変化していることから、インバウンド客の取り込み方が課題となってくる。丸亀町ではインフォメーションセンターを街の中央に移転、拡充させる。10月1日から来街するお客様へのサービスの充実と指向や情報の収集に心掛けていくこととしている。(高松市) ●9月4日の台風21号の影響で公共交通機関が止まり、商店街、百貨店で営業できず、5日は関西空港で大きな被害をもたらし交通はマヒした。6日は北海道で大きな地震があり、次々と災害の影響で人も動けない、物も動かすことができなかつた。月末30日は台風24号で交通も再び止まり商店街もひっそりとしていた。営業日数も減り大変厳しい9月になった。災害に始まり災害に終わる月であった。(高松市) ●今年はとにかく天候が不順な秋だった。天候のせいにしてはいけないが、街に出てくる人も少なく、売上げは低迷したままだった。台風で警報発令が相次ぎ、街の施設も臨時休館が続いた。店も「開けてもダメ」と諦めムードで、朝から閉めている店が従来に比

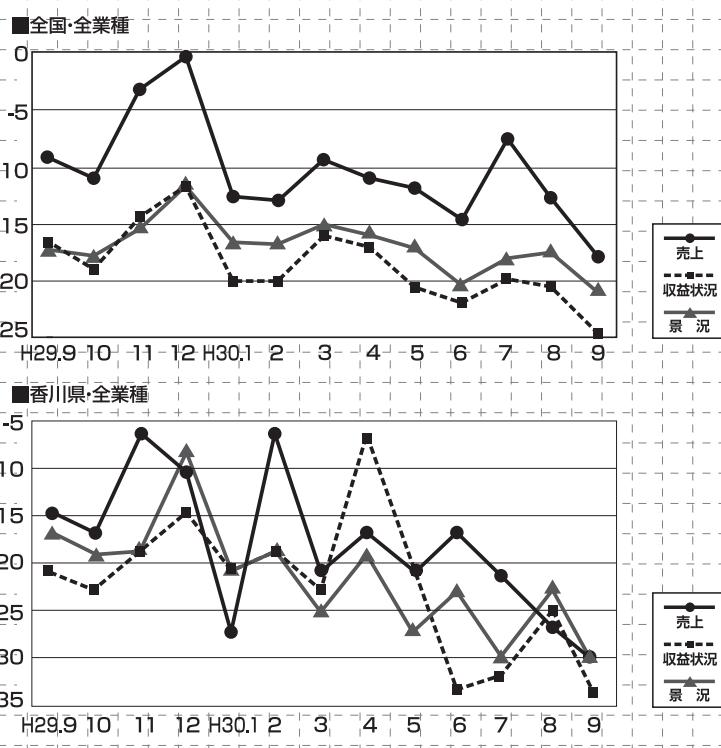
9月の県内景況は、前年同月と比べて業界の景況DI値は-29.8ポイントで前月調査の-22.9ポイントから6.9ポイントの悪化となった。その他の主要指標のDI値においては、売上高DI値は-29.8ポイントで前月調査の-27.1ポイントから2.7ポイントの悪化となつた。収益DI値は-34.0ポイントで前月調査の-25.0ポイントから9.0ポイントの悪化となつた。2度にわたる大型台風及び北海道胆振東部地震の発生による物流の停滞や消費マインドの低下が、中小企業の景況感を下押しする結果となつた。人件費・燃料費等のコスト上昇圧力は引き続き強く、人手不足も慢性化している。

非製造業	商店街	べて多かった。(丸亀市) ●今月末、西讃でショッピングセンターに出店して売上を伸ばしていたアパレル販売会社が破産した。有力なメーカーと太いパイプを持ち共存できる方法を取っていたが、それでもダメだった様だ。本店は中心市街地の一等地にあり、明かりが消えることに商業者はショックを受けている。一流の商品、一等地、有力SC出店でも苦しいのが、小売業の現状である。小売業を続けて行くには、「アナログ世代相手で女性客」がキーワードとなりそうである。(観音寺市)
	サービス業	●お歳暮、クリスマス商戦までにリニューアルする物件の受注に傾注している。やはり下請け等の確保が困難である。また、営業、デザイン、現場管理等の人間の採用も困難である。(ディスプレイ) ●当社自体は、対前年比で上昇したが、全体として、相次ぐ台風で観光面は大打撃で、7月、8月、9月と施設の形態により、大赤字の所が多くある。台風による影響も、平日であれば、どうしても仕事の都合で出張に出て、また、交通機関が麻痺すれば、逆に帰れず宿泊することが多いが、観光に関して言えば、取り止めで終わりである。災害対策の援助も予定されているが、直接被っている被害に対しての各施設における保険等、自助努力が必要であり、また、経営を圧迫する一因が増加したといえる。(旅館)
	建設業	●国土交通省では、「建設業働き方改革加速化プログラム」を策定し、長時間労働の是正、公共工事における週休2日工事の大幅な拡大、建設現場における生産性向上を図るためにICTの活用など建設産業を取り巻く環境がめまぐるしく変化している。また、高齢化に伴う従業員の補充(特に若年労働者)が難しいことも相俟って、経営上の負担がこれまでにも増して大きくなってきていく。こうした現状の諸課題へ適切に対応していくには、中・長期的に安定した工事量の確保と適正な利益が必要不可欠である。国では、品確法の改正をはじめとして取組みを後押しするための諸施策を打ち出しているが、まだまだ不十分であり、県・市町レベルまでの確実な浸透が強く望まれる。(総合建設)
	運輸業	●地方の景気は、一部明るさが見られるが、タクシー業界は低迷して、営業収入、輸送人員とも減少しており、非常に厳しい経営状況が続いている。また、乗務員不足が深刻化しており、輸送需要の集中する平日の午前中や夕方の時間帯を中心に、配車依頼に十分対応できていない状況にあり、お客様の待ち時間が長くなるケースや、お断りするケースもある。本年度の事業として、乗務員確保に苦労している組合員のため、「香川タクシー常用求人サイト(JOB TAXI)」を構築して、掲載希望組合員の募集情報等をホームページに9月3日から掲載している。(タクシー) ●平成30年8月分高速道路通行料金利用額の対前年同月比は、1.3%増となり、対前月比では、4.6%減となった。また、8月分利用車両数の対前年同月比は、0.6%減となった。(トラック) ●9月の燃料価格(軽油)は、対前年同月比116.6%で、店頭価格は6月上旬から16週連続で130円を上回り、ほぼ3年9ヶ月振りの高値となった。9月4日に過去最大級の勢力で上陸した台風21号が近畿地方を中心に日本全域に被害を及ぼした。また、6日には北海道胆振地方中東部で最大震度7の地震が発生。相次ぎ日本を襲った自然災害により、物流網が大打撃を受けた。香川県内の会員からは被害報告は受けていないが、兵庫県や大阪府内の物流機能やインフラに深刻な被害がでた。また、地震の影響で大手宅配事業者は北海道全域での荷物の集荷と、道内宛ての荷物の引き受けを全て見合わせた。平成30年7月～9月期は、労働力の不足感が一層強まり人件費上昇、燃料コスト上昇、自然災害等による経費の増加が見込まれることから、全てにおいて経常損益は悪化した。ただ、四国財務局が9月12日発表した次期(10～12月)景況感は、回復基調によりプラスに転じる見通しとなっている。(貨物)

香川県内の業種別DI値の変化（対前年同月比）

	売上高	収益状況	業界の景況
製造業	食料品	☂	☂
	繊維・同製品	☂	☂
	木材・木製品	☂	☂
	印刷	☺	☺
	窯業・土石製品	☂	☂
	鉄鋼・金属製品	☺	☺
	輸送用機器	☂	☺
	その他	☂	☂
非製造業	卸売業	☂	☺
	小売業	☀	☂
	商店街	☂	☂
	サービス業	☂	☺
	建設業	☂	☂
	運輸業	☺	☂
	その他	☺	☺

DI値の推移（対前年同月比）



商工中金だより

経営支援総合金融サービスのご案内

サービス概要

組合支援	生産性向上、事業再生、新事業進出等の様々な課題やニーズに対し、中小企業組合を起点とした情報提供や組合施設の再整備等への金融支援に積極的に取り組んでまいります。
事業承継支援	事業を承継されるお客さまに対し、株式取得資金をはじめとするあらゆる資金ニーズに対応いたします。また、専門家と連携した自社株対策や、オーナーが後継者に自社株を売却した際の資金運用手段のアドバイス、後継者がいない場合のM&Aのサポートも行います。
海外展開支援	商工中金は、4つの海外拠点を設置しているほか、海外の政府機関・金融機関と業務提携を行っています。海外ネットワークを通じて、金融・情報の両面からお客さまの海外展開をサポートいたします。
M & A	企業の紹介から、企業価値の算定、諸条件の調整、最終履行までお手伝いいたします。
ビジネスマッチング	商工中金の全国ネットワークを生かし、仕入先・販売先、技術・業務提携先など、お客さまの成長につながるビジネスパートナーをご紹介します。

なお、上記掲載は、サービスの一部ですので、詳しくは高松支店までお問い合わせください。

〈お問い合わせ先〉

株式会社商工組合中央金庫 高松支店

〒760-0052 高松市瓦町 1-3-8 TEL.087-821-6145 FAX.087-851-6074

日本政策金融公庫だより

●融資制度のご案内●

下記掲載は融資制度の一部ですので、詳しくは各事業までお気軽にお問い合わせください。

○新事業活動促進資金（経営強化関連）の概要（国民、中小）

融資対象者	中小企業等経営強化法第13条に基づき経営力向上計画の認定（変更認定を含む。）を受けた方
資金使途	設備資金、運転資金
融資限度額	【国民生活事業】7,200万円（運転資金は4,800万円） 【中小企業事業】7億2,000万円（運転資金は2億5,000万円）
ご返済期間 (うち据置期間)	設備資金 20年以内（2年以内） 運転資金 7年以内（2年以内）
利率（年）	基準利率 ただし、設備資金（土地に係る資金は除く）については、①国民生活事業は7,200万円まで、②中小企業事業は2億7,000万円まで、それぞれ基準利率-0.9%

○HACCP資金〔食品産業品質管理高度化促進資金〕の概要（農林）

融資対象者	食品の製造または加工の事業を行う中小企業者（協同組合等を含む）
資金使途	HACCP導入やその前段階の衛生・品質管理のために必要な設備資金 上記に併せて支出される、施設の円滑な立上げに必要な、システム開発費等の費用（特別の費用等） (指定認定機関の認定を受けた高度化計画又は高度化基盤整備計画に基づく事業)
融資限度額	事業費の80%以内又は20億円のいずれか低い額
ご返済期間 (うち据置期間)	10年超15年以内（3年以内）
利率（年）	ご融資額 2億7,000万円以下 0.25～0.45%（※） 2億7,000万円超 0.40～0.60%（H30.10.18現在） (※)資金使途により2億7,000万円超の金利が適用になるケースがあります。

〈支店窓口〉

株式会社 日本政策金融公庫 高松支店（URL：<http://www.jfc.go.jp>）

〒760-0023 高松市寿町 2-2-7 いちご高松ビル 2・3階

国民生活事業（2階） Tel.087-851-0198 Fax.087-822-9274

中小企業事業（3階） Tel.087-851-9141 Fax.087-822-1423

農林水産事業（3階） Tel.087-851-2880 Fax.087-822-7350

香川労働局からのお知らせ チェックしなくちゃ。最低賃金

香川県最低賃金は、平成30年10月1日から
時間額 792円 が適用されています。

香川県最低賃金は、常用、臨時、パートタイマー、アルバイト、嘱託の雇用形態や呼称にかかわらず、原則として香川県で働くすべての労働者に適用されます。

ただし、特定の産業(①冷凍調理食品製造業 ②はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 ③電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ④船舶製造・修理業、舶用機関製造業)で働く労働者の方は、特定最低賃金(産業別最低賃金)が適用されます。

■最低賃金に関するお問い合わせ先 香川労働局労働基準部 賃金室 電話 087-811-8919

安心
安全

国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、
不安がある

自分で積み増しするには、
どんなものがあるの?

制度の特長

1

経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2

掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3

受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

■ 契約者貸付けの利用が可能

契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

■ 共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※ 詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧下さい

経営者のための
退職金制度です!



お申し込み・お問い合わせは…

香川県中小企業団体中央会

〒760-8562 高松市福岡町2丁目2番2-401号(香川県産業会館4F)
TEL 087-851-8311 FAX 087-822-4377

共済制度の運営機関

中小機構

小規模共済

検索

www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/

Book RANKING 県内ベストセラー



順位	書名	著者	出版社／定価
1	ポーラの戴冠式 デルフィニア戦記外伝3	茅田砂胡	中央公論新社／972円
2	下町ロケット ヤタガラス	池井戸潤	小学館／1,620円
3	自衛隊防災BOOK	自衛隊・防衛省:協力 マガジンハウス:編	マガジンハウス／1,296円
4	大家さんと僕	矢部太郎	新潮社／1,080円
5	すぐ死ぬんだから	内館牧子	講談社／1,674円

香川県書店商業組合調べ

ご活用ください。 産業雇用安定センター

（当センターは、厚生労働省と経済・産業団体の協力により設立された公益法人で、「失業なき労働移動」実現にむけて、全国ネットで出向・移籍等の支援業務を行っています。）

会社間の人材移動

雇用の拡大

事業の拡大・組織の強化等

雇用の縮小

事業の再編・縮小・閉鎖等

無料の職業紹介

情報提供・相談・斡旋の
費用はかかりません。

- 人材の受入(途中採用)や人材の送出(雇用調整による再就職支援など)をご検討の企業様からのご相談をお待ちしています。
- 離職を余儀なくされる方に、ご希望をお聞きし求人開拓を行い再就職のお手伝いをいたします。

●お問い合わせは



公益財団法人 産業雇用安定センター 香川事務所

〒760-0023 香川県高松市寿町2丁目4-20(高松センタービル8階)

TEL.087-851-1011
FAX.087-851-1014

ご利用時間
9:00~17:00
(土・日・祝日は除く)

